

議 事 録

会 議 名	令和4年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年3月25日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留清一 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝 <p style="text-align: right;">合計7名</p>		
欠席委員	3番 福岡 喜輝		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第7 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年第3回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、7番と8番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号18号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号18号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内農地1筆です。譲受人1名で耕作しており、水稻、露地野菜を作付けしています。また、トラクター等を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は約20mで、徒歩1分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の3番は欠席のため、私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。</p> <p>会 長：当案件は、事務局職員と現地調査に行きました。地区担当農業委員である3番も確認しており、譲受人の屋敷に隣接している農地で譲受人は水稻等を耕作しております。農地法の要件も満たしていますので問題ないと思われれます。</p> <p>会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし）</p>		

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号18号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号19号～20号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号19～20号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区、農用地区域内農地の合計3筆で、現況については畑です。期間については5年間と3年間で借り手は、耕運機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番：3月11日に事務局職員と現地調査をしました。借り手は新規就農者で、農業アカデミー卒業者で耕作することに問題ないと考えられます。議案番号19号については、利用権設定前にトラクターできれいに耕うんしてあり、すぐにでも作付けできるようになっています。以上問題ないと考えられます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号～20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号19号～20号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案第21号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号21号を朗読)

(説明) 当該地は大曲地区、農用地区域内農地の合計2筆で、現況については田です。期間については3年間で借り手は、耕運機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番：3月18日に事務局職員と現地調査を行いました。一般法人ではありますが、茅ヶ崎市で実績があり、3者で協定を締結する予定です。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号21号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案第22号～24号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号22号～24号を朗読）

（説明）当該地は田端地区、農業振興地域内農地の合計3筆で、現況については畑です。期間については5年間で借り手は、耕運機等を所有しています。

会長：続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番：議案番号22号と23号につきましては、継続なので現在も花を植栽しております。そのほか、管理機等も所有しております。24号については、新規ですが一生懸命耕作していますので問題ないと思います。

会長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号22号～24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号22号～24号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案第25号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号25号を朗読）

（説明）当該地は田端地区、農業振興地域内農地の1筆で、現況については畑です。期間については10年間で借り手は、トラクター、管理機等を所有しており、茅ヶ崎市農業委員会が発行する耕作証明を添付しています。

会長：続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番：先日現地調査を行いました。譲渡人が耕作している所を借りるということは聞いていました。譲受人はトラクター等の農機具を所有しておりますので問題ないと思われま。

会長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号25号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案第26号～28号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号26号～28号を朗読）

（説明）当該地は田端地区、一之宮地区農用地区域内農地の合計3筆で、現況については田です。期間については2年間で借り手は、田植機、耕運機等を所有しています。

会長：続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：現地を確認しましたが、譲受人は既に耕うんしておりますし、トラクター、コンバイン等の農機具も所有しておりますので問題ございません。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号26号～28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号26号～28号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、日程第3、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号29号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の4番と事務局で6筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：3月18日事務局職員と現地調査を行いました。全てきれいに管理されておりました。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号29号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号16号の1件、日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号17号～19号の3件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号20号～21号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

	<p>会 長：それでは最後に日程第7、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案番号30号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号30号を説明）</p> <p>会 長：説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、議案番号30号は原案のとおり公表することといたします。</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、令和4年4月26日、承認・署名を得て確定しました。